

## 2013年度 関東地区研究会のご案内

日時：2014年3月31日（月曜日）14：00～18：00

会場：明治大学リバティタワー（駿河台キャンパス）8階、1084教室

報告：

1. 山下詠子（日本学術振興会）「入会林野の現代的変容」
2. 柴崎茂光（国立歴史民俗博物館）「保護地域の登録・指定が地域社会に及ぼす影響－屋久島を事例として－」

コメンテーター：佐藤真弓（明治大学）、土屋俊幸（東京農工大学）、福田恵（東京農工大学）

テーマと概要：越境する山村研究の現在

今回の研究会では、学問的越境のただ中にある「山村」の研究状況を問い直したいと思います。その際、二つの系から議論を展開したいと考えています。一つは、伝統的な入会林野論とその延長にあるコモンズ論であり、今一つは、林業とは異なる山林原野の活用に着目し、観光、ボランティアなどの論点導入を図ってきた研究動向です。前者は、共同体・村落・総有を起点としながら、住民が生み出す生活・環境・記憶・身体など、山村理解の「深さ」を追究したのに対して、後者は、市民・運動・参加などをキー概念に据えつつ、ツーリズム、ボランティア、都市農村交流など、山村の関係性の「広さ」を捉えようとしてきました。

これに関する二つの報告を受けながら、農業農村をベースに据えた村落研究・農村社会学・農業経済学と、林業山村をベースに据えた林業経済研究・林政学等の視点を交錯させることにより、「山村」をめぐるいかなる学問的越境が図られているかを検討したいと思います。そうした「越境」によって、現在の厳しい山村の問題状況をいかに乗り越えるのか、農村住民と都市住民の連携・関係形成をいかに成り立たせるのか、また「山村」はいかなる社会的人間的な豊穡性を内蔵しているのか等の諸点について、分野を超えた意見交換ができればと考えています。

なお、報告者、コメンテーターに、林業経済学会会員を含むことから、この研究会は、「林業経済学会研究会 Box」（いわゆる例会）を兼ねて開催されます。

報告要旨：

第一報告 入会林野の現代的変容

山下 詠子（日本学術振興会）

本報告では、農山村の地域共有資源として管理され続けてきた入会林野の現代的変容に

ついて論じ、様々な視角から行われている山村研究との対話の糸口としたい。

入会林野に対する政策をみると、明治以降の数々の近代化政策により、国有化・公有化という形で一貫して解体・消滅させられてきた。戦後の入会林野近代化法以降は一転して私有化路線が打ち出され、生産森林組合という協業化が政策として推進されてきた。1960年時点で200万haを超えていた入会林野は、その後の近代化事業による解体や自然分解により大きく減少したが、近代化事業により整備されていない入会林野が現在も約60万ha残存する。また、国有化や公有化を逃れるために、公益法人や会社を設立して入会林野を所有する手段もとられた。他方、入会林野に影響を与えつつある新たな制度が、1991年の改正地方自治法により創設された認可地縁団体制度である。こうした経緯から、現在の入会林野の所有名義は、国有から市町村有、財産区有、生産森林組合、会社、そして社寺、記名共有、代表者個人有、等ありとあらゆるものが存在する。入会林野の多くは、かつての自給的利用から人工林利用へと転換を遂げてきたが、長期的な林業不況のもと森林管理・施業の劣化、森林管理の担い手確保等が課題となっている。

入会林野は入会慣習に則って管理されているが、数ある入会林野の所有名義の中でも、財産区や生産森林組合、認可地縁団体、公益法人などの法人組織は、その法人制度と入会慣習との間に齟齬が生じていることが少なくない。そこで、各所有制度についての制度分析を行う。さらに、各所有名義と入会慣習である入会権の間に何らかの関連性は見られるのか、また混住化や過疎化が進む地域における入会林野の実態を明らかにするために、長野県において調査を行った。入会権の内容を見る際には、権利の内容が最も明確に析出される権利者の範囲に着目した。各事例は、①定款により構成員が決まる生産森林組合、林野利用農業協同組合、株式会社、②地方自治法により構成員が決まる財産区、認可地縁団体、そして③入会慣習により構成員が決まる財団法人、入会団体の3つのグループに分けて分析した。結果として入会権において、民法上の共有に近く新戸の加入を許さない「持分権型」と、権利者が区域に住む全住民である「地縁組織型」という、2つの対照的な姿への二極分化が進んでいることを見いだした。

第二報告 保護地域の登録・指定が地域社会に及ぼす影響 ―屋久島を事例として―

柴崎 茂光（国立歴史民俗博物館）

屋久島（鹿児島県屋久島町）は、その独特な山岳景観や、暖温帯から冷温帯までの多様な植生が評価され、1993年に島の約21%にあたる山岳地域を中心とした10,747haが世界自然遺産に登録された。本報告では、屋久島を事例として、遺産登録後に生じた経済・社会・環境的な変化を明らかにした上で、保護地域に登録・指定されることの意味を考えたい。

遺産登録後の変化として、まず観光客数の持続的な増加があげられる。具体的には、観光客の来訪が山岳地域に集中してきており、近年はヤクスギの代表格である縄文杉への利

用集中がとりわけ進んでいる。こうした観光客の増加に伴って、エコツーリズムなどの新たな産業が、マストツーリズムから派生する形で発展してきた。

世界遺産地域等の管理の状況についても変化があった。まずトイレや木道といった施設が、世界遺産地域およびその周縁部に多く建設された。施設整備だけでなく、荒川登山バスの導入（縄文杉主要登山口と里地を結ぶシャトルバス）や、協力金・募金制度の導入、携帯トイレの利用啓発といったソフト事業も導入された。ただし、政策の導入に伴って様々な管理組織が誕生し、管理体系は年々複雑化している。様々な対策が行われているものの、特定の観光地が混雑する状況は、なかなか改善されない状況が続いている。

こうした状況に対する島民の意向を調査したところ、遺産登録によって島民としての誇りを以前よりも持てるようになったと認識する一方で、自然環境については登録後に悪化していると回答した意見が多く出された。このほかに原生的な空間の喪失を指摘する意見や、島民の意図しない観光開発のあり方を疑問視する意見も出された。

日本の場合、世界遺産のブランドを観光業の促進に利用する傾向が強い。実際、屋久島の場合も、結果としてそのブランド力は観光面で主に発揮されてきた。しかし、自然資源に依拠した観光は、観光客の増加に伴い過剰利用問題に直面する。今後は、世界遺産のブランド力を一次産品やその加工品の販売に活用するといった新たな視点が必要となってくる。ブランド力を観光利用するにしても、過剰利用や島民とのコンフリクトの問題が生じにくい観光資源を紹介するといった工夫も必要となる。また、対処療法的な対応から抜け出すためにも、自然資源の管理に関するマスタープランを、観光業従事者以外の島民の意向を踏まえつつ、時間をかけてでも策定することが望まれる。さらに、自然資源に関連した文化的な遺構に関して知見を集積することが、長期的な意味で魅力増大につながるものと考えられる。

会場のご案内：

アクセスマップ [https://www.meiji.ac.jp/koho/campus\\_guide/suruga/access.html](https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/access.html)

キャンパスマップ [https://www.meiji.ac.jp/koho/campus\\_guide/suruga/campus.html](https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/campus.html)

問い合わせ先：

関東地区研究委員 福田恵（東京農工大学農学部）

f9h-k4h-yhsd[アットマーク]hotmail.co.jp